

2020年9月10日

弊社初となるデジタル動画広告を配信開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリ生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、2020年8月24日に販売開始した『自分で使える終身保険』(引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型通増終身保険)のプロモーション施策として、9月10日から1か月間、ヤフー株式会社が運営するポータルサイト「Yahoo! JAPAN」で、弊社初となるデジタル動画広告を配信します。

『自分で使える終身保険』は、ご家族のために「のこす」ニーズだけでなく、ご自身の今後の楽しみのために自由に「つかう」ニーズにもお応えできる特長があります。この特長を踏まえ、本広告は、人生100年時代の到来に向けた豊かで楽しいシニア生活をイメージした計4つのバージョンを作成し、65歳以上の方を対象に配信します。

なお、広告の表示条件に該当しない方にもご覧いただけるよう、動画配信開始後には弊社オフィシャルサイトの商品ページ(*)にも掲載します。

* https://www.ms-primary.com/products/jibunde_tsukaeru_syushin/index.html

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

■参考:4つのバージョンの動画広告イメージ



<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上プライマリ生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を円で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■市場リスクについて

この保険を解約または年金へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険期間中にご負担いただく費用

- ・保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。
※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・積立金(「自分で使える引出部分」の金額を除く)から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

●年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約または年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日(年金へ移行する日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%